

○糸魚川市親不知ピアパーク条例施行規則

平成22年12月28日

規則第72号

糸魚川市親不知ピアパーク施設条例施行規則（平成17年糸魚川市規則第84号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、糸魚川市親不知ピアパーク条例（平成22年糸魚川市条例第37号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（利用時間）

第2条 親不知ピアパーク（以下「ピアパーク」という。）の利用時間は、別表第1のとおりとする。ただし、条例第11条に規定する指定管理者は、市長の承認を得て、これを変更することができる。

（休館日）

第3条 ピアパークの休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、市長の承認を得てこれを変更し、又は臨時に休館することができる。

| 施設名                           | 休館日                                          |
|-------------------------------|----------------------------------------------|
| レストピア                         | 12月31日から翌年1月2日までの日                           |
| おさかなセンター                      | 12月31日から翌年1月2日までの日                           |
| <small>いさり</small><br>漁火      | 4月1日から翌年3月31日までの祝日を除く水曜日及び12月31日から翌年1月3日までの日 |
| <small>ひすい</small><br>翡翠ふるさと館 | 4月1日から翌年3月31日までの祝日を除く火曜日及び12月31日から翌年1月2日までの日 |
| ふるさと体験館                       | 12月31日から翌年1月3日までの日                           |
| 親不知交流センター                     | 4月1日から翌年3月31日までの祝日を除く火曜日及び12月31日から翌年1月2日までの日 |

（管理運営等）

第4条 市長は、ピアパークの管理運営に当たり、次の事項に留意しなければならない。

- (1) 条例第1条の設置目的を達成するため、常に適正な管理と効率的な運営を図ること。

(2) ピアパークの利用を通して、市民と都市住民との交流の促進に努めること。

(3) その他条例の目的に従い、効果的な管理運営を図ること。

(利用の申込み)

第5条 条例第4条第1項の規定により、翡翠<sup>ひすい</sup>ふるさと館、ふるさと体験館及び親不知交流センター（以下「交流施設」という。）の利用の許可を受けようとする者は、市長に利用の申込みをしなければならない。

(利用の許可等)

第6条 市長は、前条の利用の申込みを受けたときは、これを審査して利用の許可又は不許可を決定し、利用申込者に通知するものとする。

2 前項に規定する利用の許可に当たっては、原則として申込みの順によるものとする。

(利用の変更又は取消し)

第7条 交流施設の利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、利用の変更又は取消しをしようとするときは、市長に利用の変更又は取消しの申し出をしなければならない。

2 市長は、前項の利用の変更又は取消しの申し出を受けたときは、これを審査して承認又は不承認を決定し、利用者に通知するものとする。

(使用料の減免)

第8条 市長は、別表第2のとおり使用料の一部及び全部を免除するものとする。

(減免の手続)

第9条 使用料の減免を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、第5条に規定する利用申込みの際に、その旨を記載し、市長に申請しなければならない。

2 市長は、減免を決定したときは、申請者に通知するものとする。

(利用者の遵守事項)

第10条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可を受けないで、利用施設以外を利用しないこと。
- (2) 承認を受けないで、附帯設備、備品等を備付けの場所以外に持ち出さないこと。
- (3) 附帯設備、備品等の取扱いは丁寧に行うこと。
- (4) 損傷し、又は滅失したときは、直ちに市長に申し出て指示を受けること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、利用許可に際して付された条件及び市長の指示に

従うこと。

(利用場所の立入り)

第11条 市長は、交流施設の管理上必要があるときは、利用者の利用場所に立ち入ることができる。

(点検)

第12条 利用者は、交流施設の利用が終わったときは、速やかに市長に申し出て、点検を受けなければならない。

(指定管理者及び利用料金への適用)

第13条 ピアパークの各施設の管理を指定管理者に行わせる場合において、第4条から第7条までの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第8条及び第9条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と、第10条、第11条及び第12条中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(その他)

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成23年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 指定管理者が指定管理施設の管理に関する業務を開始する場合において、当該指定管理者が当該業務を開始する日前に、指定管理施設に関し当該指定管理者以外の者に対して行われた申請等又は当該指定管理者以外の者が行った処分等は、当該指定管理者に対して行われた申請等又は当該指定管理者が行った処分等とみなす。

附 則 (平成25年3月28日規則第20号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月24日規則第7号)

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の規則別表の規定は、施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用に係

る使用料について適用し、施行日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

別表第1（第2条関係）

| 施設名等                          | 利用時間                              |                    | 備考                  |
|-------------------------------|-----------------------------------|--------------------|---------------------|
| レストピア                         | 4月1日から10月31日まで（7月1日から8月31日を除く。）の日 | 午前9時30分から午後5時まで    |                     |
|                               | 7月1日から8月31日まで<br>の日               | 午前9時30分から午後5時30分まで |                     |
|                               | 11月1日から翌年3月31日までの日                | 午前10時から午後4時まで      |                     |
| おさかなセンター                      | 4月1日から10月31日まで（7月1日から8月31日を除く。）の日 | 午前9時30分から午後5時まで    |                     |
|                               | 7月1日から8月31日まで<br>の間               | 午前9時30分から午後5時30分まで |                     |
|                               | 11月1日から翌年3月31日までの日                | 午前10時から午後4時まで      |                     |
| <small>いさり</small><br>漁火      | 4月1日から10月31日まで（7月1日から8月31日を除く。）の日 | 午前11時から午後6時まで      | 利用予約がある場合は、この限りでない。 |
|                               | 7月1日から8月31日まで<br>の日               | 午前9時30分から午後7時まで    |                     |
|                               | 11月1日から翌年3月31日までの日                | 午前11時から午後4時まで      |                     |
| <small>ひすい</small><br>翡翠ふるさと館 | 4月1日から10月31日までの日                  | 午前9時から午後5時まで       |                     |
|                               | 11月1日から11月30日までの日                 | 午前9時から午後4時まで       |                     |

|           |      |                                               |                    |                     |
|-----------|------|-----------------------------------------------|--------------------|---------------------|
|           |      | 12月1日から翌年2月末日までの日                             | 午前10時から午後3時まで      |                     |
|           |      | 3月1日から3月31日までの日                               | 午前10時から午後4時まで      |                     |
| ふるさと体験館   |      | 4月1日から10月31日までの日                              | 午前9時から午後4時まで       | 利用予約がある場合は、この限りでない。 |
|           |      | 11月1日から翌年3月31日までの日                            | 午前10時から午後3時まで      |                     |
| 親不知交流センター | 入浴時間 | 4月1日から10月31日まで（7月1日から8月31日を除く。）の間             | 午後1時から午後7時まで       | 利用予約がある場合は、この限りでない。 |
|           |      | 7月1日から8月31日までの間                               | 午前10時から午後7時まで      |                     |
|           |      | 11月1日から翌年3月31日までの間                            | 午後3時30分から午後6時30分まで |                     |
|           | 宿泊時間 | 宿泊室の宿泊利用は、利用を開始する日の午後3時から利用を終了する日の午前10時までとする。 |                    |                     |

別表第2（第8条関係）

| 親不知交流センター                         |                      |                 |
|-----------------------------------|----------------------|-----------------|
| 減免対象団体等                           | 利用区分及び減免額            |                 |
|                                   | 宿泊利用の場合              | 日帰り休憩及び展示室利用の場合 |
| 市内の幼稚園又は保育所が主催し、乳幼児又は園児が利用する事業の場合 | 3歳以上の未就学者及びその保護者のみ半額 | 全額              |
| 市内の小学校又は中学校が主催し、児童又は生徒が利用する事業の場合  | 児童・生徒・保護者のみ半額        | 全額              |

|                                                           |                                    |    |
|-----------------------------------------------------------|------------------------------------|----|
| 市内の幼稚園又は保育所の保護者会、小学校又は中学校のPTAが主催し、乳幼児、園児、児童又は生徒を対象に利用する場合 | 3歳以上の未就学者、児童及び生徒並びにそれらの保護者のみ半額     | 半額 |
| 市内の公民館及び区が地区住民を対象に主催する事業の場合                               | 3歳以上の未就学者、児童、生徒及びそれらの保護者並びに引率者のみ半額 | 半額 |
| 市内の社会福祉団体が主催する事業の場合                                       |                                    | 半額 |
| 市内の老人クラブが主催する事業の場合                                        |                                    | 全額 |
| 姉妹都市並びに交流都市の教育委員会及び小学校又は中学校が主催し、児童又は生徒が参加する事業の場合          | 児童・生徒のみ半額                          | 半額 |
| 市が主催する事業の場合                                               |                                    | 全額 |
| ふるさと体験館                                                   |                                    |    |
| 減免対象団体等                                                   | 減免額                                |    |
| 市内の幼稚園、保育所、小学校又は中学校が主催する事業の場合                             | 全額                                 |    |
| 市内の幼稚園、保育所の保護者会、小学校又は中学校のPTAが主催する事業の場合                    | 全額                                 |    |
| 市内の公民館及び区が主催する事業の場合                                       | 全額                                 |    |
| 市内の社会福祉団体及び老人クラブが                                         | 全額                                 |    |

|                                       |    |
|---------------------------------------|----|
| 主催する事業の場合                             |    |
| 姉妹都市並びに交流都市の教育委員会及び小学校又は中学校が主催する事業の場合 | 全額 |
| 市内の商業協同組合、漁業協同組合又は農業協同組合が主催する場合       | 全額 |
| 市内の商工会議所、商工会及び観光協会が主催する場合             | 全額 |
| 指定管理者が事業で利用する場合                       | 全額 |
| 市が事業で利用する場合                           | 全額 |

#### 備考

- 1 「小学校」とは、小学校及び特別支援学校小学部をいう。
- 2 「中学校」とは、中学校及び特別支援学校中学部並びにこれらに準ずる学校をいう。
- 3 この表のうち、単に所属団体等の有志又は賛同者のみで組織する事業等で利用する場合は、除く。
- 4 市内の老人クラブが、親不知交流センターで清掃等のボランティア活動後に利用する日帰り休憩・入浴料は、全額免除とする。
- 5 この表のうち、ふるさと体験館の減免対象団体等が、団体の会議で利用する場合及び単に所属団体等の有志又は賛同者のみで組織する事業で利用する場合は、除く。
- 6 施設の附属備品並びに電気、ガス及び水道を利用した場合は、実費に相当する料金を負担するものとする。
- 7 前各項に定めるもののほか、特に必要があると認める場合は、別に定める。